

令和 4 年 4 月 26 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 都市経済部地域振興課
 担当者 高山
 電話 077-582-1165
 FAX 077-582-1166

守山市自転車購入補助金、5/16 よりスタート！ ～県内初！60 歳以上の市民が購入するママチャリも補助対象に～

1 趣旨

昨今、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、自転車での移動は有効な手段として注目を集める中、高齢者の移動手段確保や健康寿命延伸を図ることを目的とし、日常生活での「車利用」から「自転車利用」への転換を推進するため、補助制度を拡充します。

当該補助金は平成 28 年度から開始し、今年で 7 年目になります。

2 制度改正について

自転車への切り替え年齢を引き下げ、日常生活での自転車利用を推進する為、年齢要件を 65 歳から 60 歳に引き下げ、全ての車種に対して補助を行います。※補助率（20%）および上限額（7,500 円）は現行制度と同じ

【現行】

区分	内容
対象車種	三輪自転車または（一社）自転車協会認証対象の自転車であって、前輪および後輪が 22 インチ以下のもの
年齢要件	満 65 歳以上



【改正後】

区分	内容
対象車種	三輪自転車または（一社）自転車協会認証対象の自転車 ※シティサイクル（ママチャリ）を含む
年齢要件	満 60 歳以上

3 予算額 300 万円（予算が無くなり次第、受付終了）

4 受付開始日 令和 4 年 5 月 16 日（月）午前 9 時から
 ※市内事業者向けの自転車購入補助金も継続して実施します。

5 その他 過去 6 力年の自転車購入補助金の利用実績等について、お問い合わせのある場合は、担当課へご連絡をお願いします。

是非、記事にさせていただきますようご検討よろしく申し上げます。

【補足資料】

1 制度の概要

(1) 自転車購入補助金

目的：地域の活性化、環境負担軽減、健康づくり等を目的に実施します。

予算額：300 万円

対象者：①市内に住所を有し、②市税等滞納がなく、③過去の同種の補助対象自転車に係る補助金交付を受けていない人

補助内容：新品の自転車（※令和4年4月1日以降に購入したものに限り）

補助率：20%（車種により、上限が異なります）

対象車種

対象車種	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	「自転車協会認証」対象の自転車であって幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限 7,500 円 (20%)	満 6 歳未満の幼児と同居
<u>シニア向け自転車</u>	<u>三輪自転車または「自転車協会認定」の自転車</u>		<u>申請時に満 60 歳以上</u>
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則第 1 条の 3 に定める基準を備えたもの	上限 15,000 円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本工業規格〔JIS〕一般用自転車（スポーティ車）に分類されるもの。		ヘルメット着用宣誓。 購入費用 7 万 5 千円以上

(2) 事業者向け自転車購入補助金

目的：事業活動や市内の移動への自転車活用を促進することにより、地域の活性化、環境負担軽減および域内の交通渋滞の是正等につなげることを目的に実施します！

予算額：個人向けと同じ予算での執行となります

対象者：1) 市内に本社、支店および店舗等をおく法人、または自治会であること
2) 市税等を滞納していないこと
3) 風営法に規定する事業者でないこと
4) 自転車小売業、自転車卸売業などの自転車販売を行っていないこと

補助内容：新品の自転車（※令和4年4月1日以降に購入したものに限り）

補助率：20%（車種により、上限が異なります）

補助台数：1 事業者につき、最大 5 台まで申請可能です！

◆自転車購入補助金申請件数

令和 2 年度	216 台	個人	216 台	216 件
		企業	0 台	0 件
令和 3 年度	212 台	個人	212 台	212 件
		企業	0 台	0 件

令和4年
5月16日
受付開始!

Let's enjoy Cycling



令和4年度 守山市自転車購入補助金のご案内

地域の活性化、環境負荷軽減、健康づくりなどを目的として、
一定の条件のもと対象となる自転車を購入する費用に対して補助を行います

令和4年度より、制度を拡充します!

満60歳以上の方を対象に、
シティサイクル自転車（ママチャリ）
を対象自転車とします。
（上限金額：7,500円）



1 申請できる方（申請者の基準）

- 1) 市内に住所を有すること
 - 2) 市税等を滞納していないこと
 - 3) 過去に、同種の補助対象自転車購入にかかる補助金交付を受けていないこと
- ※例・・・昨年度スポーツ自転車を購入し、補助を受けた方は、今年度スポーツ自転車での補助申請はできません。

2 補助対象自転車、補助金額、条件など

- 1) 市内の登録店舗(裏面)から購入すること
- 2) 令和4年4月1日以降に購入したものに限り
- 3) 新品の自転車であること
- 4) 防犯登録をすること
- 5) 自転車安全整備士による整備を受けた自転車であること
- 6) T Sマーク付帯保険等の損害賠償保険に加入すること

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	一般社団法人自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車であって幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限7,500円 (20%)	申請時に満6歳未満の幼児と同居
シニア向け自転車	三輪自転車 または「自転車協会認証」対象の自転車 ※安全基準を満たす全ての車種に補助を行います		申請時に満60歳以上
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本工業規格〔JIS〕D9111：2016 一般用自転車（スポーティ車）に分類されるもの スポーツ専用自転車に分類されるもの		ヘルメット着用宣誓(申請書に記載)が必要 購入費用7万5千円以上

- (1) 補助対象経費は、補助対象自転車の本体購入費用（防犯登録の費用、T Sマーク付帯保険等の損害賠償保険加入費および消費税を含む。以下同じ。）
- (2) 幼児同乗用自転車については、自転車本体と合わせて幼児同乗用座席（（一財）製品安全協会 S G基準に適合するものに限り。）を同時に購入した場合のみ、座席購入費および取り付け費を対象経費に含む。電動アシスト自転車本体と合わせて幼児同乗用座席を同時に購入した場合も同じとする。
- (3) スポーツ用自転車については、本体の購入費用（同上）が7万5千円以上となるものに限り。
- (4) 計算により得られた補助金額（＝補助対象経費×20%）については、百円未満を切り捨てる。

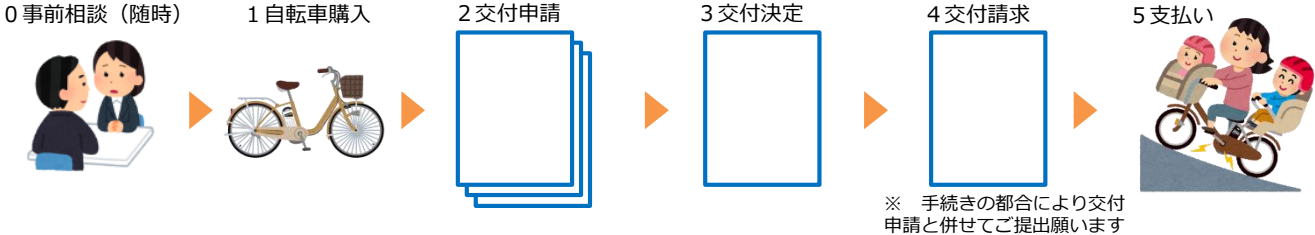
3 取扱い登録店舗一覧 (令和4年5月2日現在)

店舗名	学区	所在地	電話番号	取扱い可能自転車			
平井商会	守山	今宿1-9-5	077-582-2489	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
スクアドラ 滋賀守山	守山	今宿4-5-7	077-596-3866	—	—	—	ｽﾎﾟｰﾂ
木戸協輪工商会 守山本店	吉身	守山6-11-31	077-582-2621	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
サイクルショップ池田	吉身	下之郷1-11-52	077-582-2235	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
小林商会	小津	杉江町439	077-585-0309	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
ロコバイク	小津	三宅町364-3	077-582-7866	—	—	—	ｽﾎﾟｰﾂ
自転車屋 大寄商店	小津	金森町650-7	077-509-7862	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
吉田自転車店	玉津	赤野井町263-1	077-585-0063	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
木戸協輪工商会 河西ニュータウン店	河西	播磨田町394-4	077-583-5655	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ
ジャイアントストアびわ湖守山	速野	今浜町十軒家2876	077-584-2033	—	—	—	ｽﾎﾟｰﾂ
キヨシ商会	中洲	立田町1697-1	077-585-1843	幼児	シニア	電動	ｽﾎﾟｰﾂ

4 補助金の利用の方法

- 1) 市内の取扱い登録店舗で補助対象自転車を購入。
- 2) 購入の日から180日以内に、市へ補助金交付申請書を提出。（5月16日から申請受付。）
- 3) (補助金を交付するとお認めした場合) 市から補助金交付決定通知書を送付。
- 4) 市へ補助金交付請求書を提出。
- 5) 市から申請者の金融機関口座に補助金が振り込み（支払い）されます。

※なお、金融機関口座の指定については、申請者と異なる名義の金融機関口座を指定いただいてもかまいません。



5 申請時に必要なもの (交付申請書の添付書類 : いずれもコピー可)

- 1) 製造メーカー保証書
- 2) 防犯登録書
- 3) 領収書
- 4) TSマーク付帯保険加入枠など、損害賠償保険加入控え（写し）

6 補助金の活用事例

(A) 幼児同乗用自転車またはシニア向け自転車の場合

- 例1) 購入費36,700円×20%→7,300円(百円未満切捨)
- 例2) 購入費38,000円×20%→7,500円(限度額)

(B) 電動アシスト自転車またはスポーツ用自転車の場合

- 例3) 購入費74,200円×20%→14,800円(百円未満切捨)
- 例4) 購入費76,000円×20%→15,000円(限度額)

7 その他注意事項

この補助金の交付は、同一人につき補助対象自転車 1 台を限度とします。
補助金により購入した自転車は、適切な維持管理に努めるとともに、購入から 2 年を経過するまで譲渡等ではできません。
また、T S マーク付帯保険または自転車損害賠償保険等の継続加入に努めてください。
本制度は、年度途中であっても、申請額が予算額に達成した時点で終了しますのでご注意ください。
※申請状況等については、随時市ホームページや広報でお知らせするほか、各自転車店にも通知しますので適宜ご確認ください。

■ お問い合わせ
地域振興課 077-582-1165 守山市吉身2-5-22(市役所2階)